

## 引退（リタイア）犬の譲渡要綱

この要綱は、公益財団法人東日本盲導犬協会（以下、「協会」という。）が盲導犬、又は繁殖犬を引退した（リタイア）犬の譲渡事項について定めるものである。

1. 飼育者が高齢である等、その他条件により飼育が困難でないと判断した飼育者であること。
2. 生涯、節度ある愛情をもって犬を飼育すること。
3. 室内において飼育すること。
4. 日常的に長時間（3～4時間以上）、犬に留守番をさせないこと。
5. 常時ケージ内に長時間、入れたり、又は繋いだ状態にすることなく適切に飼育管理を行うこと。
6. 健康管理（フィラリアの予防・狂犬病等の予防接種・体重管理等）を適切に行うこと。
7. 第三者への譲渡、処分等を行わないこと。
8. 協会の助言を尊重すること。
9. ドッグフード等の飼料費、各種予防接種等、又は病気などの治療にかかる医療費等は飼育者の負担とする。
10. 犬が死亡したときは、速やかに協会に連絡すること。また、そのときにかかる火葬等は飼育者の負担とする。
11. 止むを得ない理由等で飼育が困難になるような問題が生じたときは、速やかに協会に連絡をすること。
12. 譲渡後において、協会は犬の預かりは行わない。
13. 納骨場所については、原則として協会慰霊碑に納骨するものとする。ただし、飼育者の意向を尊重し異なる納骨も可能である。
14. 血統書の発行は行わない。
15. 本申し込みについて同居家族全員が同意していること。
16. 単身世帯でないこと。

### 附則

この要綱は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

平成 30 年 10 月 17 日一部改正する。